

令和5年

第3回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和5年3月24日 午後1時30分から
場所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池雅美	9番 鈴木洋有
2番 青木貞治	10番 吉川正
3番 二宮賢一	11番 添田政夫
5番 古正輝子	
6番 平原則子	13番 柳田孝
7番 竹内欣也	15番 近藤剛司
8番 石井雅浩	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

12番 加藤正和

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西方敬 吉川京男 柏木博 松本常男

5 出席した書記

事務局長 山口信彦
書記 藤野陽平、久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定について

議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので令和５年第３回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１２番加藤正和委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第１８条第１項の規定により、６番平原則子委員と７番竹内欣也委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第６号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第６号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、議案書の１ページの１件でございます。場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

大磯町長より令和５年３月１３日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第６号１番を朗読・説明》

書記 議案第６号１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は露地畑であり、認定新規就農者が農業経営基盤法により平成２９年５月から借りている農地の利用権の２度目の再設定です。借り手が引き続き借りることで農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、３月１０日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 では、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番の添田です。議案第6号1番の農地について、3月10日に私と事務局で現地確認を行いました。当該農地が継続して使用されることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことでした。

議長 では、議案第6号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第6号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第6号1番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第6号の全ての審議が終了しました。なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

《議案第7号1番を朗読》

書記 議案第7号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものにより非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、3月10日に黒岩地区担当の二宮委員と事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした二宮委員から説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第7号1番の農地について、3月10日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は宅地化しており農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第7号1番の申請のありました3筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、申請のありました3筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書4ページの1件でございます。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページ及び7ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから6ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番から4番を朗読》

書記 報告第3号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第3回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時44分)